一四、三楽オーシャン株式会社に対する件

昭和五三年（排）第二号

排除命令

東京都中央区京橋一丁目一五番一号
三楽オーシャン株式会社
右代表者　代表取締役　鈴木鎮一郎

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　三楽オーシャン株式会社は、メルシャンワイン製品の販売に関し、東京都所在の酒類の小売業者を対象に、昭和五二年九月二〇日から同月三〇日までを期間とし、「連続直送キャンペーン」と称して行った景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和四二年公正取引委員会告示第一七号）第一項の規定に違反したものである旨を、速やかに公示するとともに、右小売業者に対し、これと同一内容の通知をしなければならない。この公示及び通知の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後一年間、メルシャンワイン製品の販売に関し、酒類の小売業者に対して、「事業者に対する景

品類の提供に関する事項の制限」第二項各号に掲げる景品類を除く景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて行った公示及び通知について、速やかに、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　三楽オーシャン株式会社（以下「三楽オーシャン」という。）は、肩書地に本店を置き、酒類、化学工業製品、飼料等の製造販売業を営む事業者である。

二　三楽オーシャンは、東京都所在の酒類の小売業者を対象に、「連続直送キャンペーン」と称して、昭和五二年九月二〇日から同月三〇日までを期間とし、期間中に同社が販売するメルシャンワイン製品（「徳用メルシャン」及び「メルシャンクッキングワイン」を除く。以下同じ。）を購入した右小売業者に対し、あらかじめ定めた次表の購入数量に応じ、次表の景品類を提供することを企画し、この企画に基づいて、右商品を販売した。

購入数量	景品類
三ケース	砂糖六キログラム（約一、二〇〇円）、紙袋八〇〇枚（約二、〇〇〇円）又は手下げ袋五〇枚（約一、四〇〇円）
五ケース	電気包丁とぎ器（約三、三〇〇円相当）又は砂糖一二キログラム（約二、四〇〇円）
一〇ケース	ラジオ付懐中電灯（約五、七〇〇円相当）又はオーブントースター（約六、九〇〇円相当）
二〇ケース	テレビゲーム（一万二〇〇〇円相当）
三〇ケース	電気掃除機（約一万九〇〇〇円相当）又は電気自動なべ（約一万三〇〇〇円相当）

五〇ケース	電気もちつき器（約二万五〇〇〇円相当）
二〇〇ケース	ホームビデオ（二一万円相当）又は製氷器（二一万七〇〇〇円相当）

三　三楽オーシャンが、酒類の小売業者一名に対し提供することができる景品類の価額は、年一〇万円までであるところ、前記記載の景品類のうち、メルシャンワイン製品二〇〇ケースを購入した者に提供するホームビデオ（二一万円相当）又は製氷器（二一万七〇〇〇円相当）の価額は、いずれもこの制限を超えるものである。

法令の適用

前記事実によれば、三楽オーシャンの行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和五三年三月一七日

公正取引委員会

委員長　橋口收

委員　青山春樹

委員　熊田淳一郎

委員　野口一郎

委員　後藤英輔